

# 鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議

日 時：令和2年11月8日（日）

議 題：香川県東かがわ市の家きんにおける鳥インフルエンザの疑似患畜の発生について

令和2年11月5日

(鳥インフルエンザ事案)

総理指示

- 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認されたことから、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

令和2年11月8日  
農 林 水 産 省

関係府省庁連絡会議（局長級）  
資料

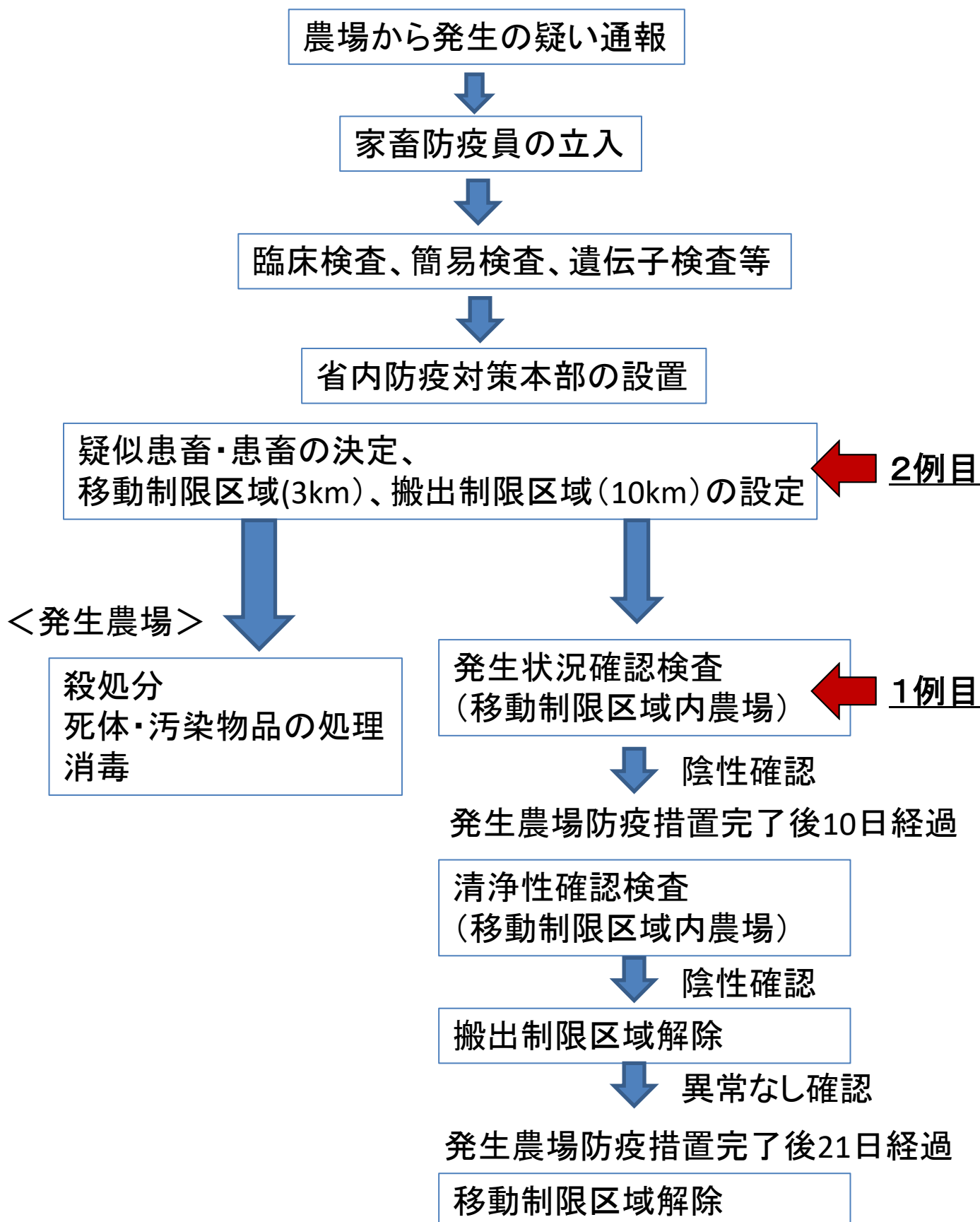
1	国内2例目の対応方針	・・・	1
2	鳥インフルエンザ防疫措置の流れ	・・・	2
3	国内2例目（香川県東かがわ市）発生概要	・・・	3
4	家きん疾病小委員会の開催結果概要（国内1例目）	・・・	4
5	経営支援対策	・・・	6
6	正確な情報の周知の実施状況	・・・	9

## 今後の対応方針

11月5日の総理指示を踏まえ、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施する。

- 1 ①当該1農場の飼養家きんの殺処分及び埋却、②農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、③半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- 2 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 3 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
- 4 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
- 5 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省課長級職員の香川県への派遣を継続し、香川県と緊密な連携を図る。
- 6 香川県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
- 7 「疫学調査チーム」を派遣。
- 8 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を指導。
- 9 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

# 鳥インフルエンザの発生から防疫措置終了までの流れ



令和2年11月8日  
消費・安全局

香川県における高病原性鳥インフルエンザ発生事例  
(11月8日9時30分現在)

- 1 昨日7日(土)、香川県東かがわ市の養鶏場の家きんで、死亡数の増加がみられ、当該養鶏場から家畜保健衛生所に通報。
- 2 家畜保健衛生所による簡易検査の結果、A型鳥インフルエンザ陽性と判明。
- 3 検体を農研機構動物衛生研究部門に輸送し、PCR検査を実施した結果、本日8日(日)8時30分、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と確定。

【農場概要(国内2例目)】

農場所在：香川県東かがわ市

飼養状況：約4.8万羽(採卵鶏)

関連農場：なし

半径3km圏内の農場：3戸 約16万羽

半径10km圏内の農場：10戸 約51万羽

周辺の畜産関連施設：なし

(参考)

香川県における鶏の飼養戸数：84戸

飼養羽数：約467万羽

## 第72回家きん疾病小委員会の概要について (国内1例目(香川県三豊市)関係)

### 1 家きん疾病小委員会の概要について

(1) 11月6日(金)、香川県三豊市における高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、標記小委員会を開催し、患畜確定の報告、発生状況、疫学調査の結果報告、今後の防疫対応等について議論を行った。

(2) その結果、

- ① 発生農場及び周辺における**防疫措置の強化継続**
- ② 周辺農場の**検査・監視継続**
- ③ **疫学調査及び研究の実施継続**
- ④ 今後の**防疫対応の徹底**についての提言があったところ。

### 2 疫学調査の結果(速報)について

5日に実施した疫学調査チームによる現地調査では、

- ① 農場周辺の**ため池等における野鳥の飛来**
- ② 鶏舎間での**長靴交換の非実施**
- ③ 鶏舎への**ネズミの侵入痕跡**
- ④ 堆肥置場の**防鳥ネットの破損等**を確認した。

また、同日、ウイルス侵入経路の検討のため、香川県がため池の水や鶏舎の環境材料を採取し、今後鳥取大学においてウイルス検査等を実施予定。

以上

## 香川県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の遺伝子解析及びNA亜型の確定について

香川県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜について、動物衛生研究部門が実施した遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜であることが確認されました。また、当該高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、NA亜型が判明し、H5N8亜型であることが確認されました。

### 1. 概要

- (1) 香川県の農場で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜について、動物衛生研究部門（注）が実施した遺伝子解析の結果、高病原性と判断される配列が確認されました。
- (2) これを受け、農林水産省は、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該家きんを高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定しました。
- (3) また、当該高病原性鳥インフルエンザウイルスについて、動物衛生研究部門における検査の結果、NA亜型が判明し、H5N8亜型であることが確認されました。

（注）国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関

### 2. その他

- (1) 我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用する際の取材は防疫作業の妨げとなるため、誠に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

### 3. 参考

・香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201105.html>



# 1① 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに対する経営支援対策について

区分	農業者		
	発生農家	移動制限・搬出制限区域内	移動制限・搬出制限区域外
家伝法での支援	<p>○<u>殺処分家畜等に対する手当金</u> (患者：家畜の評価額の1/3) (疑似患者：家畜の評価額の4/5)</p> <p>○<u>殺処分家畜等に対する特別手当金</u> (患者：家畜の評価額の2/3) (疑似患者：家畜の評価額の1/5)</p> <p>○<u>死体、汚染物品の焼埋却に要した費用に対する交付金(1/2)</u> (場合によっては都道府県が焼埋却を実施)</p> <p>〔 ・国費分以外の県が負担した費用については、県に対してその4/5を特別交付税として措置 〕</p>	<p>○<u>農家に対する助成措置</u> 〔 売上減少額又は飼料費・保管費・輸送費等の増加額を国(1/2)と県(1/2)で全額助成 〕</p> <p>〔 ・国費分以外の県が負担した費用については、県に対してその4/5を特別交付税として措置 〕</p>	
融資 (利率はR2.10.19現在)	<p>○<u>家畜疾病経営維持資金のうち経営再開資金</u> ( ・貸付対象：飼料費、ヒナ購入費、雇用労賃、その他経営の再開・継続に必要な経費 )</p> <p>〔 ・貸付限度額：個人2千万円 法人8千万円 ・償還期限：7年以内(据置3年以内) ・貸付利率：0.80% 〕</p>	<p>○<u>家畜疾病経営維持資金のうち経営継続資金</u> 〔 ・貸付限度額：52千円/100羽 ・償還期限：7年以内(据置3年以内) ・貸付利率：0.80% 〕</p>	<p>○<u>家畜疾病経営維持資金のうち経営維持資金</u> 〔 ・貸付限度額：52千円/100羽 ・償還期限：7年以内(据置3年以内) ・貸付利率：0.80% 〕</p>
	<p>○<u>農林漁業セーフティネット資金(日本政策金融公庫農林水産事業、沖縄振興開発金融公庫)</u> 〔 ・貸付対象：経営の維持安定に必要な資金 ・貸付限度額：経営費の6か月分(※)又は600万円 ・償還期限：10年以内(据置3年以内) ・貸付利率：0.16% 〕</p>		

※年間経営費の6/12(6か月分)に相当する額又は粗収益の6/12(6か月分)に相当する額のいずれか低い額

# 1② 家畜防疫互助事業加入者の場合

区分	農		業		者
	発生農家	移動制限・搬出制限区域内	移動制限・搬出制限区域外(全国)		
家畜防疫互助基金支援事業	<p>○新たに鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちようを導入し、経営を再開する場合には、経営支援互助金を交付。</p>				
	上限単価				
			家族型	企業型	
	鶏	採卵鶏(成鶏)	690 円/羽	990 円/羽	
		" (育成)	320 円/羽	460 円/羽	
		肉用鶏	20 円/羽	30 円/羽	
		種鶏(成鶏)	930 円/羽	1,350 円/羽	
		" (育成)	430 円/羽	620 円/羽	
		うずら		200 円/羽	
		あひる		320 円/羽	
	きじ		320 円/羽		
	ほろほろ鳥		320 円/羽		
	七面鳥		320 円/羽		
	だちよう		31,900 円/羽		
	<p>企業型：常時雇用する従業員（事業主と生計を一緒にするものを除く。）の数が1人以上の養鶏業を主たる事業とする事業主又は会社加入。</p> <p>家族型：企業型の加入条件に該当しない者が加入。（企業型の加入条件に該当する場合であっても、家族型での加入は可能。）</p>				

○殺処分した鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちようを自身の負担により焼・埋却した場合には、焼却・埋却等互助金を交付。

上限単価：鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥 80円/羽  
だちよう 3,520円/羽

(参考：生産者積立金)

	家族型	企業型
採卵鶏(成鶏)	7 円/羽	10 円/羽
” (育成)	3 円/羽	4.5 円/羽
肉用鶏	0.2 円/羽	0.4 円/羽
種鶏(成鶏)	9.5 円/羽	14 円/羽
” (育成)	4.5 円/羽	6.5 円/羽
うずら	5.0 円/5羽	
あひる	2.0 円/羽	
きじ	2.0 円/羽	
ほろほろ鳥	2.0 円/羽	
七面鳥	2.0 円/羽	
だちよう	190.0 円/羽	

令和2年11月8日  
消費・安全局

## 鳥インフルエンザに係る正確な情報の周知の実施状況

- 1 通知「高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及について」を発出（11月5日）。
- 2 メールマガジン「食品安全エクスプレス」により、関連情報について発信（11月5日、6日）。
- 3 省のSNSにて鳥インフルエンザ関連情報を発信。
- 4 今般の鳥インフルエンザの発生に伴い、令和2年11月5日より地方農政局等による食品表示法、牛トレサ法及び米トレサ法に基づく一般巡回調査時において、**不適切な表示の有無等について調査を実施。**

これまでに85店舗（小売65店舗、外食等事業者20店舗）を調査し、鳥インフルエンザに関して**不適切な表示がないことを確認。**

香川県における鳥インフルエンザ発生に係る災害派遣について

※ 数値等は全て速報値のため、今後変更される可能性があります。

概要

- 11月4日(水)、香川県三豊(みとよ)市に所在する養鶏場1カ所(約33万羽)において鳥インフルエンザ発生の疑いが発生し、検査の結果、5日(木)、鳥インフルエンザ陽性が確定。
- 同日1230、香川県知事から陸上自衛隊第14旅団長(善通寺駐屯地)に対し、鶏の殺処分等の支援に係る災害派遣要請。
- 同日1525より、第15即応機動連隊(善通寺)を基幹とする対処部隊が殺処分等を自治体と協力して実施。
- 8日、香川県東かがわ市に所在する養鶏場1カ所(約4.8万羽)において鳥インフルエンザが発生。自衛隊は引き続き三豊市の養鶏場における鶏の殺処分等を実施。

活動部隊

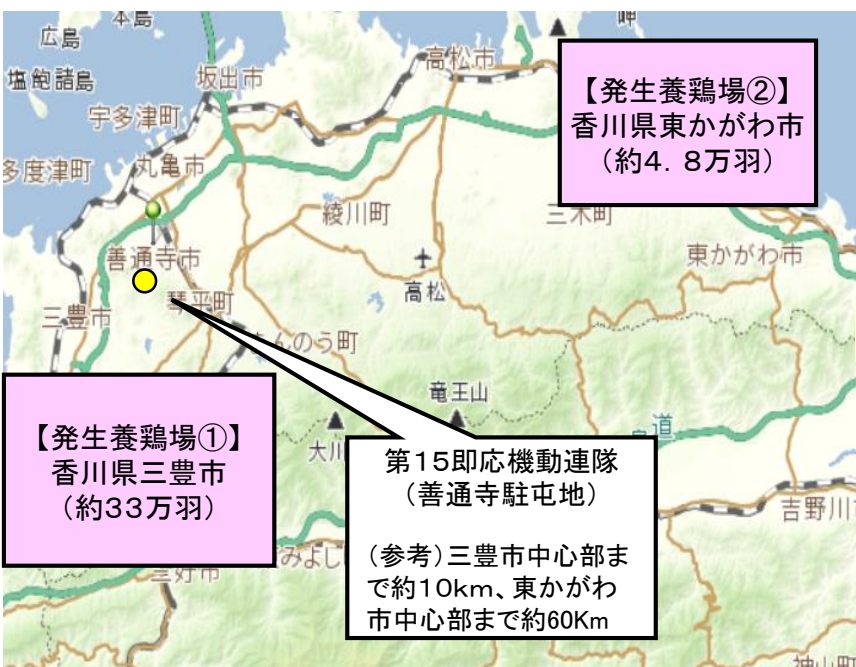
○ 陸上自衛隊第15即応機動連隊(善通寺)等

活動態勢

○ 約700名(約100名が6個ローテーション24時間態勢で対応予定) ※後方支援要員を含む

活動内容

○ 養鶏場内における鶏の殺処分等の支援



【参考1】鳥インフルエンザに係る災害派遣の主な活動地域(平成28年以降)

- ・北海道(清水町)
- ・新潟県(上越市、関川村)
- ・岐阜県(山県市)
- ・佐賀県(江北町)
- ・宮城県(栗原市)
- ・千葉県(旭市)
- ・香川県(さぬき市)
- ・熊本県(南関町)
- ・宮崎県(川南町、木城町)

【参考2】今回の災害派遣活動の様子

炭酸ガス処置



鶏の収集・運搬



令和2年11月8日

家きんにおける こうびょうげんせい 高病原性鳥インフルエンザ発生に係る  
環境省の対応について

環 境 省

香川県東かがわ市の農場における高病原性鳥インフルエンザ発生への環境省の対応は、以下のとおり。

- 発生農場周辺半径10kmを「野鳥監視重点区域」に指定し、香川県及び徳島県に野鳥の監視を強化するよう要請。
- 中国四国地方環境事務所に、香川県等と連携し、現地周辺の野鳥に関する情報収集を指示。
- 香川県等と調整の上、野鳥での感染状況の把握等を目的とした緊急調査を実施する予定。

※参考：香川県三豊市における家きんでの発生を受けての対応

確認日	場所	緊急調査	野鳥監視重点区域の 設定日
11月5日	香川県三豊市	11月6日～8日	11月5日

### <野鳥等における取組>

- 冬鳥の渡来に合わせ、10月～翌年4月にかけて全国の渡来地で野鳥の糞便を採集するとともに、通年で死亡野鳥等から検体を採取し、鳥インフルエンザウイルスの保有状況に関する調査を実施（野鳥サーベイランス）。
- 今シーズンは現時点で、野鳥糞便において北海道で1例の高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）が確認されている。

場所	検体	検出日
北海道紋別市	野鳥糞便※	10月30日

※北海道大学が研究目的で独自に行っている調査で採取されたもの

- 11月5日に香川県三豊市において家きんでの高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことにより、国内の複数箇所での発生となったため、同日付けで野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを最高レベルの「対応レベル3」に引き上げ、野鳥の監視を強化。
- 野鳥糞便及び家きんにおいて高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された各地点の周辺半径10kmを「野鳥監視重点区域」に指定。北海道及び香川県が野鳥監視重点区域内における緊急調査等を実施しているが、これまでのところ、野鳥での異常は確認されていない。